## 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託契約書(案)

滋賀県知事 三日月 大造(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、県立 学校児童生徒定期健康診断業務(以下「委託業務」という。)について、次のとおり委託契約を締 結する。

## (契約の目的)

- 第1条 甲は、本契約書および別添の「県立学校児童生徒定期健康診断業務仕様書」に基づき、 委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 乙は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

## (善管注意義務)

第2条 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良な る管理者の注意をもってしなければならない。

## (履行期間)

第3条 本契約に定める履行期間は、契約締結の日から令和8年8年31日までとする。 ただし、検診にあっては令和8年4月1日から令和8年7月10日までの間に実施すること。

## (委託業務の内容)

第4条 この契約により委託事項は、次のとおりとする。

尿検査(糖・蛋白・潜血)

尿検査用小児採尿バッグ

結核の有無(デジタル撮影)		通常	
//		車いる	す
//		寝た物	犬態
	/ 2 康岡 1	ひ 芸・大学 /	۸ -

心臓の疾病および異常の有無(心電図12誘導)Aブロック (心電図12誘導)Bブロック

"(心電図12誘導) Cブロック"(心電図12誘導) Dブロック

// (心電図12誘導) Eブロック

## (委託料)

第5条 前条の委託料は、次の単価に受検者数を乗じ、その合計金額に消費税および地方消費税 (10%)を加えた額とする。なお、最終額の小数点以下は切り捨てとする。

尿検査(糖・蛋白・潜血)		1 件	金	円
尿検査用小児採尿バッグ		1件	金	円
結核の有無(デジタル撮影)	通常	1件	金	円
"	車いす	1件	金	円
<i>"</i>	寝た状態	1件	金	円

心臓の疾病および異常の有無	Aブロック	1件 金	円
//	Bブロック	1件 金	円
//	Cブロック	1件 金	円
//	Dブロック	1件 金	円
//	Eブロック	1 件 金	円

## (契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

## (委託業務の調査等)

第7条 甲は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

## (完了報告および検査)

- 第8条 乙は、業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書と共に別表1を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の業務完了報告書の提出があった場合には、その日から起算して 10 日以内に検査を行う。

## (委託料の請求および支払)

- 第9条 乙は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 前金払および部分払は、これを行わない。

## (履行期間の延長)

- 第 10 条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかに その旨を甲に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないと きは、甲は、相当と認める日数の委託期間の延長を認めるものとする。

#### (履行遅滞の違約金)

- 第 11 条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、 履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して委託期間を延長する ことができる。
- 2 前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

### (権利義務の譲渡禁止)

第 12 条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

## (損害賠償)

- 第13条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。
- 2 乙は、委託業務を履行する場合において、健康診断の受診者に対し健康診断に起因する疾病 または障害等の身体の異常が生じるなどの損害を与えたときは、当該受診者に対して、その負 担と責任において損害を賠償するなどの処理にあたるものとする。

## (契約内容の変更)

- 第14条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または第3条に規定する健康診断を中止または延期させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

#### (甲の解除権)

- 第 15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。
  - (1) 乙が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
  - (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
  - (3) 乙が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。
  - (4) 乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
    - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる とき。
    - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的 をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
    - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
    - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用す るなどしていると認められるとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)または契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に 相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

### (乙の解除権)

- 第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。
  - (1) 第 14 条の規定により、甲が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする場合 において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の2分の1以上に 及ぶとき。
  - (2) 第 14 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が3分の2 以上減少することとなったとき。
  - (3) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または委託業務の履行が不可能になったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

## (契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第 17 条 第 15 条第 1 項または前条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または委託業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

## (再委託)

- 第 18 条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。 ただし乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の 一部を第三者に委託し、または請け負わせること(以下「再委託」という。)ができる。
- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

## (検査、監督)

- 第19条 甲は、必要があると認める場合には、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業務 の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

#### (進捗状況等の報告)

第 20 条 乙は、甲から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

#### (個人情報の保護)

第21条 乙は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱

特記事項(別記)を守らなければならない。

2 前項の規定は、再委託先において準用する。

### (秘密保持義務)

- 第22条 甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た 秘(以下「秘密情報」という。)を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、 または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、委託業務終了後も同様とするが、次に 掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。
  - (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
  - (2) 開示後、甲および乙の責めに帰することができない事由により公知となった情報
  - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
  - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 乙は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る甲の情報資産のセキュリティを保持す る責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させること。
- 3 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が 指示する措置を講じなければならない。
- 4 前2項、前3項の規定は、再委託先において準用する。

#### (誓約書)

第23条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨に則り、第15条 第1項第4号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書(別紙)のとおり誓約 するものとする。

## (不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 24 条 乙は、本契約の履行に当たり第 15 条第 1 項第 4 号アから力までのいずれかに該当する と認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに 甲に報告しなければならない。

## (作業場所等の制限)

- 第25条 乙は、秘密保持および委託業務遂行上の必要性から、甲の事務所内で作業を行う必要が ある場合には、甲にその所有する作業場所の使用を要請することができる。
- 2 甲は、前項の規定による乙からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、 作業場所の使用をさせることができる。この場合において、作業場所は、甲の使用するものと 明確に区別するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合は、これを委託業務の遂行の ためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 4 乙は、第2項の規定により作業場所を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる 事項を乙の従事者に遵守させなければならない。
  - (1) 乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。
  - (2) 法人名入りの名札を着用すること。

## (資料の提供)

- 第26条 乙は、甲に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。
- 2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果 を乙に通知する。
- 3 提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

### (資料の管理)

- 第27条 乙は、甲から提供された委託業務に係る資料(入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。)について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。
  - (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
  - (2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
  - (3) 甲の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。
  - (4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。
  - (5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理 状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。
- 2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物また は複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。
- 3 前2項の規定は、再委託先において準用する。

## (目的外使用の禁止)

第 28 条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用して はならない。

#### (情報漏洩等の対応)

第 29 条 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

#### (従業員教育)

第 30 条 乙は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育、啓発を行わなければならない。 2 乙は、乙の従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての 教育を徹底しなければならない。

#### (事故等の報告)

- 第31条 乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等

を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

## (法令等の遵守)

第32条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

## (管轄裁判所)

第33条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### (危険負担)

- 第 34 条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または委託業務の履行の過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。
- 2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または委託業務の履行の過程で発生した 発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

### (運搬責任)

第35条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

## (契約費用)

第36条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

#### (作業時等の自動車の使用)

第37条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

## (その他)

- 第38条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。
- 2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

# 誓約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員 または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、 下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記 (1) から (5) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に 利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。